

右所爲去年分内、且請取如件。

永正九年七月五日

□ 盛

七月六日。畠山徳宗、羽咋郡氣多社に社務職の田地作職を還付す。

【永光寺文書】 鹿島郡

一一五〇

一宮社務職之田地之事、以前之筋目、作職還付候上者、聊不可有相違者也。仍狀如件。

永正九年七月六日

(畠山) 徳宗 在判

(徳宗は保寧寺といひ、畠山義總の生父なるもその諱を知らず。この文書に宛所なきは永光寺にて削除せしものなるべし。)

七月廿九日。足利義植、加賀守護富樫種泰の年始の禮物を贈れるを謝す。

【御内書案】

一一五一

爲年始祝義、太刀一腰・馬一疋到來、目出候也。

(永正九年) 七月廿九日

(種泰) 富樫次郎とのへ

十一月廿八日。珠洲郡方上保杣木橋爪の某、高座宮別當高勝寺に塩釜一枚を寄進す。

【須須神社文書】 珠洲郡

一一五二

奉寄進高勝寺へ後夜燈明料之事

合三貫文

永正七年かのへ十二月廿日

同三荷釜一枚

永正九年申十一月廿八日

右件之寄進者、專現世安穩、爲後生善所也。仍奇進狀如件。

永正九年申十一月廿八日

大施主 方上保 杣木橋爪 在判

(本文に釜一枚とあるは塩釜なるべし。又杣木橋爪は方上保なる施主の居所にして、氏名にはあらざるべし。)

永正十年 癸酉

紀元二二七三

四月二日。神保元康、珠洲郡高座宮別當高勝寺に、諸役皆免等の證狀を與ふ。

【須須神社文書】 珠洲郡

一一五三

三崎高勝寺之事

(畠山義)

一、依爲御祈願所、御屋形様之有御判上者、如先規諸役皆免之儀、有其紛間敷候也。

一、高座御山之事、任往古例、可爲寺家一圓進退事、有相違間敷者也。

一、寶珠院田地并居屋職之事、有先判上者、相違有間敷候。爲祈願松本坊に奉寄進候者也。仍狀如件。

永正拾年癸四月二日

神保與一 元康 在判

高勝寺

十月廿三日。能登守護畠山義元、下國して幕府奉行飯尾貞運の音信に答ふ。

【飯尾文書】

一一五四

預音信候。祝着候。誠ニ今度者不慮之下國ニ候。仍扇子

一本送給候。喜悅候。就中彼間之事、委細之段加治又五郎可申候。恐々謹言。

(永正十年) 十月廿三日

(畠山) 義元 在判

飯尾近江守殿

【飯尾文書】

一一五五

御札并五明一本令披露候。御懇之儀一段祝着之由候。委細以書狀被申候。仍土田之庄上分事、各雖相尋候、年寄候者も候はず、何も若輩候之間一向不存候由申候間、色々糺明半候。然者餘延引候間、先以他足五十貫文御使ニ渡申候。相殘分遂糺明可令運上之由候。委曲牧田方可被申候。恐々謹言。

(永正十年) 十月廿三日

(加治又五郎) 直誠 在判

飯尾近江守殿 參御報

十一月十日。能登守護畠山義元、鳳至郡總持寺住持の入寺に當り、その大檀那として祝香を立てらるゝを謝す。